相続税の計算の流れ　2022年12月13日

相続財産の計算

遺産総額

相続財産　｜　非課税財産

●生命保険等を加算し、葬儀代や借金は差し引く。

プラスの相続財産		
	葬式･仏壇	非課税財産　⇒遺産総額に入れない
	死亡退職金	みなし相続財産⇒「500万円×法定相続人」を差し引ける。
	生命保険金	同上
	不動産	
	株式	
	現金･預金	

合計　－　マイナスの相続財産：借金　＝　相続財産

課税価格の計算

課税価格の合計

●生前贈与加算（3年以内）、相続時精課税の贈与がある場合はここで加算する。

3年以内の生前贈与加算⇒　相続財産に加算

相続時精算課税制度を利用した贈与　⇒　相続財産に加算

課税遺産額の計算

課税遺産額　｜　基礎控除

課税遺産額

●ここで基礎控除を差し引き、課税価格を算出する。

相続税の基礎控除＝3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）

課税価格－基礎控除＝課税遺産額

相続税の仮税額を計算

課税遺産額

妻法定相続分	長男法定相続分	長女法定相続分
1/2	1/4	1/4
×税率	×税率	×税率
仮税額（妻）	**仮税額（長男）**	**仮税額（長女）**

●課税遺産額を法定相続分で相続したと仮定し、相続税速算表で各人の課税遺産額を算出する。

【法定相続分】実際の相続分ではなく法定相続分で計算する。

法定相続分	配偶者のみ	配　100%
	配偶者＋子	配1/2,子1/2
	配偶者＋親	配2/3,親1/3
	配偶者＋兄弟姉妹	配3/4,兄弟姉妹1/4
	子のみ	子　100%
	親のみ	親　100%
	兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹　100%

【相続税速算表】

法定相続分に応じた取得金額	税率	控除額（万円）
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50
5,000万円以下	20%	200
1億円以下	30%	700
2億円以下	40%	1,700
3億円以下	45%	2,700
6億円以下	50%	4,200
6億円超	55%	7,200

各人の税額の計算

相続税の総額

×	×	×
妻 実際の相続割合	長男 実際の相続割合	長女 実際の相続割合
×税率	×税率	×税率
↓	↓	↓
妻の税額	**長男の税額**	**長女の税額**

●相続税の総額を実際の相続割合で按分し、各人の税額を算出する。

相続税の総額×各人の現実の相続割合＝各人の税額

各人の納付税額の計算

↓	↓	↓
配偶者の税額の軽減		未成年者控除
↓	↓	↓
妻の納付税額	**長男の納付税額**	**長女の納付税額**

●各人に固有の税額軽減や税額控除を差し引き、納付税額を計算する。

配偶者の税額の軽減

被相続人の配偶者の正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは相続税はかからないという制度。

1億6千万円　か　配偶者の法定相続分

未成年者の税額控除

相続人が未成年者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引く制度。

その未成年者が満18歳になるまでの年数1年（1年未満切り捨て）につき10万円

2022.12.13　行政書士中村光男事務所ねりすぎな行政書士ブログ用に作成

実際に相続税を計算する場合は、税務署や税理士にご相談ください。